

第1節 雪害対策

総務課 建設課 産業振興課

第1 災害予防計画

積雪期における災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、国・県・町道等の交通確保を図り、雪害予防の万全を期する。

なお、本計画を円滑に実施するための主な取組みは、次のとおりである。

- (1) 町内の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。

1 雪害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。

- (1) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。
- (2) 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (3) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (4) 町は、県及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関と連携し、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

2 道路交通の確保計画

町は、積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、関係機関と協力し、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

- (1) 町は、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、他の道路管理者との連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。
- (2) 町は、除雪計画路線及び除雪担当者を定めておき、豪雪時には道路機能の確保を図る。
- (3) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図る。
- (4) 集中的な大雪に対しては、町は、県と連携し、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- (5) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策

定するよう努める。

- (6) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。
- (7) 町は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなったときなど、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

3 農林産物対策計画

雪害による農林産物の被害を防ぐため、県の協力を得て生産者等に対する適切な技術指導を行う。

- (1) 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。
- (2) 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。
- (3) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。

また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。

4 雪害に関する知識の普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

- (1) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

- (2) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして次の体制等の整備を行う。

- (1) 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、町は、除雪体制の強化を図る。

- (2) 避難収容関係

避難施設等における暖房設備の設置等を行う。

- (3) 住民の安全対策、福祉対策

ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。

イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

ウ 町は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行う。

6 情報提供体制の充実

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

- (1) 防災行政無線等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (2) インターネット等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第2 災害応急対策計画

雪害が発生し又は発生するおそれがある場合、雪に関する気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動を実施し、万全を期する。

1 警報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、町及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

長野地方気象台の雪に関する気象警報及び注意報等の発表基準

種 類	発 表 基 準		
暴 風 雪 警 報	平均風速17m/s以上、雪を伴う。		
大 雪 警 報	一次細分	市町村等をまとめた地域	12時間降雪の深さ
	中 部	佐 久 地 域	20cm以上
風 雪 注 意 報	平均風速13m/s以上、雪を伴う。		
大 雪 注 意 報	一次細分	市町村等をまとめた地域	12時間降雪の深さ
	中 部	佐 久 地 域	10cm以上
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合		
雪 崩 注 意 報	表層雪崩：積雪が50cm以上あって降雪の深さが20cm以上で、風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって降雪の深さ30cm以上 全層雪崩：積雪が70cm以上あって最高気温が平年より5℃以上、又は日降水量が15mm以上		
着氷・着雪注意報	著しい着氷、着雪が予想されるとき。		

融雪注意報	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上
-------	--

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

2 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、又は更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

2 除雪活動

(1) 除雪体制の確立

町は、町道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用機械及び資機材等の配置状況等を把握し、必要な要員を確保して、除雪体制の確立を図る。また、他の道路管理者と連携を図り、連絡調整を行う。

(2) 除雪開始時期

交通に支障を来すおそれがあると認められるとき（具体的には、積雪が10cmに達したとき）。

(3) 除雪路線

町は町道の交通確保のため、町除雪委託業者と連絡を取り、迅速に除雪を実施する。路線の除雪順位は次のとおりとする。

ア 消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道

イ 公共施設に通ずる町道

ウ 通学用道路となっている町道

エ 交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

(4) 住民による除雪活動等

ア 町は、住民に対して、自宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場の周知を図る。

イ 住民は、一定量の降積雪があった場合、自分の住宅の付近等については自力除雪に努めるとともに、町等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。

(5) 町は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努める。

3 交通の規制

雪崩の発生等により、道路交通に危険がある場合又はそのおそれがある場合は、必要に応じその区間の通行禁止又は規制を行う。

4 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、県と協力して専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施する。

- (2) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。
- (3) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、県と協力して、必要に応じて応急工事を実施する。
- (4) 雪害の規模が大きく、その対策において町で調達できる土木及び林業用機械等だけで対応ができない場合は、県及び東信森林管理署等関係機関へ応援を要請する。

5 避難収容活動に当たっての雪崩災害等に対する配慮

雪崩災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難収容等の活動に当たっては、雪害の特性や雪崩等の危険箇所について、十分な配慮を行う。

- (1) 避難誘導に当たっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供する。
- (2) 指定避難所の開設に当たっては、雪崩危険箇所等に考慮して、安全性の高い場所に設置する。

第2節 航空災害対策

総務課 住民税務課

第1 災害予防計画

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助・救急及び消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間及び休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 災害応急体制の整備

(1) 非常参集体制の整備及び関係機関との連携体制

町は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

町は、消防ポンプ車、小型動力ポンプ積載車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第2 災害応急対策計画

航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

1 情報の収集・連絡・通信の確保

(1) 情報の収集及び報告

ア 町は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 町は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに佐久地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

町は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

町は、災害の規模等により、町の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

(3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより実施する。

3 搜索、救助・救急及び消火活動

(1) 搜索活動の実施

町は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関と消防団との連携による搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」及び第9節「水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や佐久医師会、日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

4 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第26節「災害広報活動」の定めるところによるほか次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 航空災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 航空災害の状況

イ 旅客及び乗務員等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ 航空輸送復旧の見通し

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

第3節 道路災害対策

総務課 建設課 産業振興課

第1 災害予防計画

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生ずることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

1 道路・橋りょう等の整備

- (1) 町は、施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車の通行が可能となるよう、道路の拡幅等整備を図る。

2 災害応急体制の整備

町は、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

第2 災害応急対策計画

町は、自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、う回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

1 災害情報等の収集・提供・連絡

大規模な道路災害が発生したことを覚知したときは、直ちにパトロールによる災害状況の調査を行い、県及び関係各機関に通報する。

2 救助・救急、消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」及び第9節「水防活動」に定めるとおり救助・救急、消火活動を実施する。

3 応急活動体制の確立

円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の定めるところにより応急活動体制を確立する。

4 災害応急対策の実施

(1) 応急活動の実施

町は、町内の道路（橋りょう等を含む。）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(2) 協力体制の確立

町は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

5 関係者への情報伝達活動

町は、道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確、かつ、きめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、パソコンネットワークサービス会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

6 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

7 広域応援要請

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県への応援を要請する。

8 被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

(1) 通行禁止又は制限

ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 消防団員、交通安全協会役員及び自主防災組織役員は警察官の指導のもと、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制に協力する。

ウ 道路の通行を禁止した場合、う回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

(2) 道路利用者及び住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は防災行政無線、広報車等により広報を行う。

第4節 鉄道災害対策

総務課 建設課

第1 災害予防計画

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

1 踏切道の保守・改良

町は、県及び関係機関と連携して、踏切道の改良のため、次の対策の実施に努める。

- (1) 踏切道の立体交差化
- (2) 踏切道の構造の改良
- (3) 踏切保安設備の整備

2 鉄道施設周辺の安全の確保

- (1) 町及び県は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。
- (2) 鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

3 被害の拡大を防止するための事前の措置

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

4 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 町は、県及び関係機関と、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日ごろから相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。
- (2) 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に備え、相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

- (1) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
- (2) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

6 緊急輸送活動のための体制の整備

町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

第2 災害応急対策計画

町は、大規模鉄道事故が発生した場合、利用者及び住民等の生命、身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 町は、県及び関係機関と協力し、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、町及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

2 活動体制及び応援体制

(1) 広域応援体制

- ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。
- イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(2) 自衛隊派遣要請

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救急・救助・消火活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防活動」及び第9節「水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

4 関係者等への情報伝達活動

町は、県及びＪＲ東日本と緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、受入医療機関の状況を逐一把握し、家族・一般住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、パソコンネットワークサービス会社の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第5節 危険物等災害対策

第1 災害予防計画

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全の確保や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

1 危険物等関係施設の安全性の確保

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、次の指導を行う。

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設（資料3－1）の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

（ア）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（イ）危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 消火資機材の整備促進

町は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び資機材の整備を図る。

(2) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

(2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、関係機関との情報共有を図る。

(3) 給水車、給水タンクの整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備する。

第2 災害応急対策計画

本節では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き、本節に定めるところによる。

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

〔事業者〕

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

2 災害の拡大防止活動

(1) 共通事項

危険物等の漏えい・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

(2) 危険物関係

危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに佐久広域連合消防本部に通報する。

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(3) 毒物・劇物関係

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 消防機関において中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

- (2) 飲料水汚染のある場合は、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (3) 環境モニタリングを実施する。
- (4) 取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

第6節 大規模な火事災害対策

総務課 健康福祉課 建設課

第1 災害予防計画

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成する。

1 大規模な火事災害に強いまちの形成

町は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い町づくりを行う。

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、特に防火に努める。
- (3) 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (4) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを積極的に推進する。
- (5) 防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

- (1) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。
- (2) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。
- (3) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。
- (4) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。
- (5) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

3 救助・救急用資機材の整備

- (1) 佐久広域消防本部において救助工作車について、消防力の整備指針による台数の整備を

図る。また、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (2) 消防団詰所、公民館、防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

4 消防及び医療機関との連絡体制の整備

- (1) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等

イ 最先到着隊による措置

ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等

オ 各活動隊の編成と任務

カ 消防団の活動要請

キ 通信体制

ク 関係機関との連絡

ケ 報告及び広報

コ 訓練計画

サ その他必要と認められる事項

- (2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

- (3) 関係機関の協力を得て、救助・救急訓練を実施するよう努める。

5 消火活動

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期す。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

- (1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の確保を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向に

あるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(4) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(5) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

(6) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等（資料5-1～5-12参照）に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

6 避難誘導計画

大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

- (1) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。
- (2) 木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2 災害応急対策計画

大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

1 消火活動

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第2編第2章第4節「広域相互応援活動」により行う。

(イ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」により、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

2 避難誘導活動

町庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、町立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

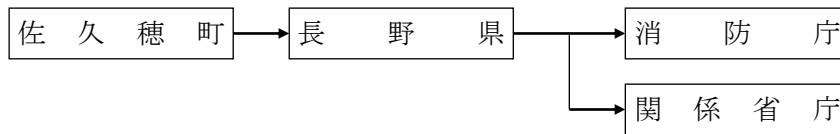
第3 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

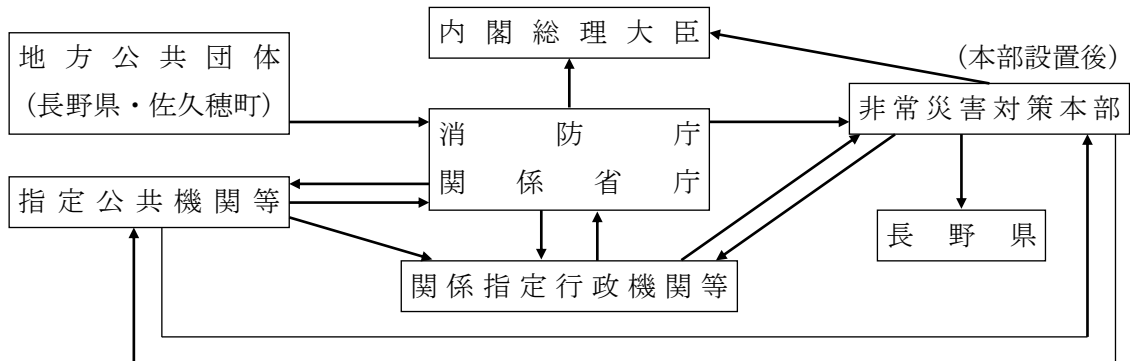
関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

大規模な火事災害における連絡体制

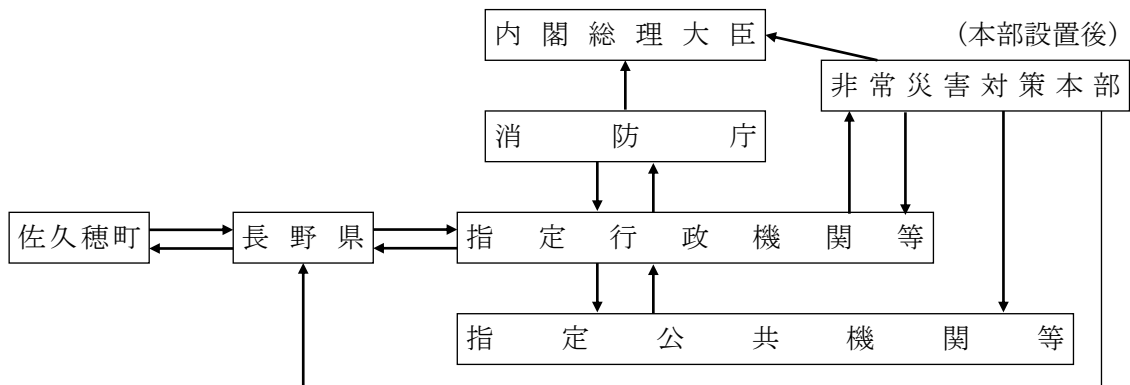
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



第7節 林野火災対策

総務課 産業振興課

第1 災害予防計画

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象現象によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立し、林野火災対策計画に基づく予防対策を実施して活動体制等の整備を図る。

1 林野火災に強いまちづくり

(1) 林野火災対策計画の確立

町は、関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

ア 特別警戒実施計画

- (ア) 特別警戒区域
- (イ) 特別警戒時期
- (ウ) 特別警戒実施要領

イ 消防計画

- (ア) 消防分担区域
- (イ) 出動計画
- (ウ) 防御鎮圧要領

ウ 資機材整備計画

エ 防災訓練の実施計画

オ 啓発運動の推進計画

(2) 予防対策の実施

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

町は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

ア 防火思想の普及

- (ア) 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- (イ) 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- (ウ) 自主防災組織の育成を図る。

イ 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- (ア) 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
- (イ) 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- (ウ) 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム（治山ダムへの開閉装置の設置）、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- (エ) 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。
- ウ 山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視
- エ 林野所有（管理）者に対する指導
 - (ア) 火の後始末の徹底
 - (イ) 防火線・防火樹帯の設置
 - (ウ) 自然水利の活用による防火用水の確保
 - (エ) 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立
 - (オ) 火災多発期における見回りの強化
 - (カ) 消火のための水の確保等
- オ 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定書（資料5－3参照）及び長野県市町村災害時相互応援協定書（資料5－1参照）等に基づく応援体制の整備

2 林野火災防止のための情報の充実

- (1) 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。
- (2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災発生の危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- (1) 情報の収集・連絡関係

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。
- (2) 災害応急体制の整備関係

職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

 - ア 職員の参集等活動体制の確認を行う。
 - イ 長野県消防相互応援協定書（資料5－3参照）、長野県市町村災害時相互応援協定書（資

料5－1参照)等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動関係

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

ア 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

イ 取水用河川等の利用可能状況を把握する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

ア 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2 災害応急対策計画

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) 火入れ、たき火、喫煙等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の住民及び入山者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

2 発災直後の情報の収集・連絡活動

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。

- (1) 県に対するヘリコプターによる偵察の要請（第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」参照）
- (2) 職員の災害現場への派遣

3 活動体制の確立

関係機関との連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

- (1) 災害現場に派遣された職員による状況報告
- (2) 消防本部からの県への火災速報の送信
- (3) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施
- (4) 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

4 消火活動

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

町は、林野火災が、その発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

- (1) 出動部隊の出動区域
- (2) 出動順路と防御担当区域
- (3) 携行する消防機材及びその他の器具
- (4) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- (5) 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- (6) 応急防火線の設定
- (7) 救急救護対策
- (8) 住民等の避難
- (9) 空中消火の要請

5 自衛隊災害派遣要請

第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

6 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

7 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第8節 火山災害対策

全部署

第1 火山災害に強いまちづくり

町は、地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、本町に近いのは浅間山である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害は考えられるので、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

1 火山災害に強いまちの形成

- (1) 必要に応じ、各火山について噴火現象等を想定し、適切な土地利用への誘導を行うとともに、警戒避難対策に必要な機器の整備を図り、警戒避難体制の強化・拡充を図る。
- (2) 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努める。
- (3) 火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕^{ごう}その他指定緊急避難場所となる退避施設の整備を推進する。
- (4) 警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、各火山の特性を考慮した火山に関するハザードマップの整備を推進する。
- (5) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。
- (6) 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
- (7) 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。
- (8) 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日ごろより、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供

給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

- (2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

4 降灰対策

活動火山対策特別措置法に基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

5 災害応急対策等への備え

- (1) 災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。
- (2) 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえることに十分留意して災害応急対応を講ずる。
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (4) 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
- (5) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- (6) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (7) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (8) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (9) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

第2 災害発生直前対策

火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性を予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また、要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火に関する火山観測報及び火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたときは、住民に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

気象庁が発表する火山に関する情報は、次のとおりである。

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁が、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

イ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

(2) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。気象庁が、噴火警報・予報に付して発表する。

噴火警報及び噴火予報の発表基準等

種別	名 称	対象範囲	火山活動の状況	レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	3 (入山規制)
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	2 (火口周辺規制)

予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	1 (活火山であることに留意)
----	------	------	---	--------------------

(3) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。

(5) 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

(6) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

(7) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月上旬又は必要に応じて臨時に発表する。

イ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

(8) 特別警報発表時の対応

町は、県、消防庁、東日本電信電話(株)から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお周知に当たっては、町防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

(9) 噴火警報・予報等発表時の対応

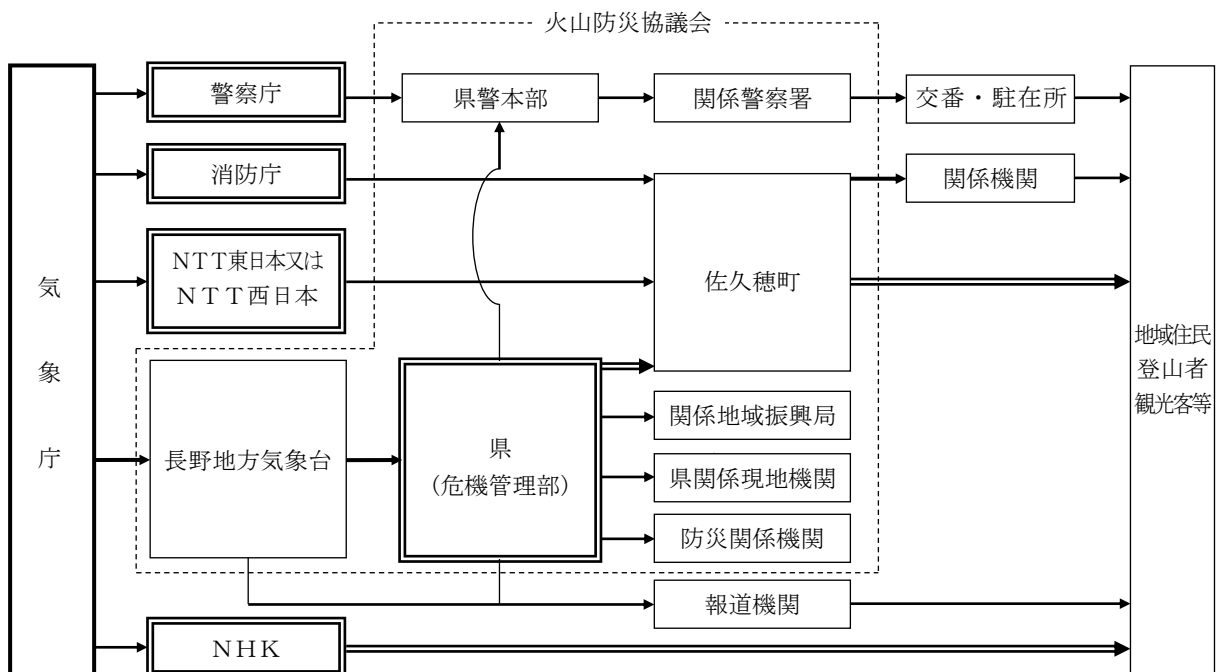
ア 住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達する。

イ 長野地方気象台から県（危機管理防災課）を通じて噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の伝達を受けた時は、住民等に対して広報活動を行う。

ウ 噴火警報・予報等の伝達の経路については、次図のとおりであるが、町は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。

噴火警報・予報等の通報伝達系統

(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図

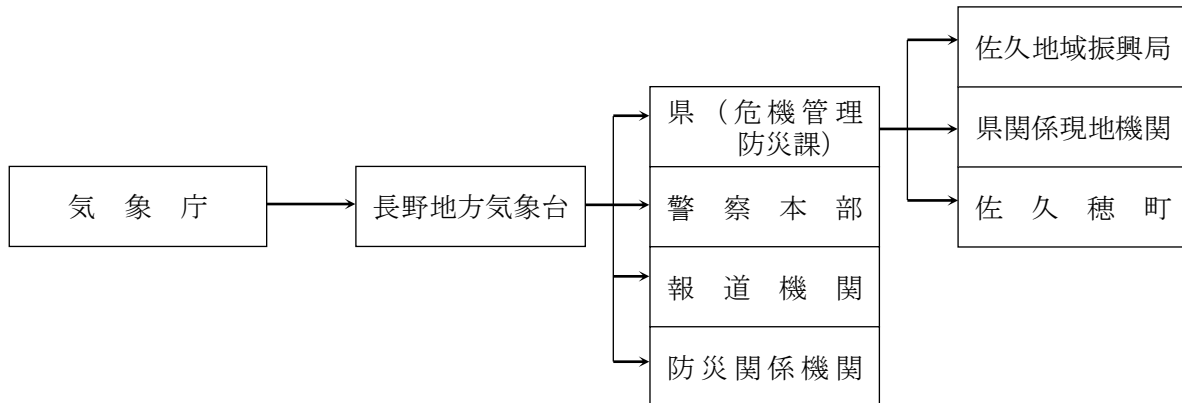


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

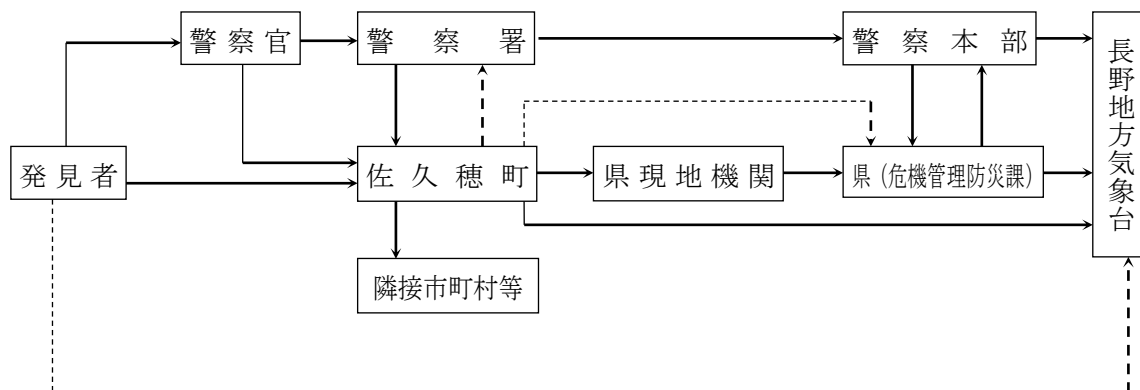
(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



注1 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供装置を利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

注2 「関係機関」とは、佐久穂町地域防災計画に定める、町の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

《異常現象の通報系統図》



(----- は、副系統を示す。)

2 避難誘導體制の整備

- (1) 町は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ防災対応や避難計画を作成しておく。
- (2) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (3) 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(避難誘導體制については第2編第1章第12節「避難の受入活動計画」に準ずる。)

第3 災害応急対策計画

火山噴火により地域住民、観光者等が被災し、又は被災するおそれのある場合は、防災関係機関の団体の協力を求め応急の措置を講ずる。

1 災害情報の収集及び伝達

火山災害に関する情報は、応急対策を実施するうえで不可欠のものであるが、現場は、山岳地であり、有線による情報の収集及び伝達は、極めて困難になるものと思われる。したがって、県、町、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効的に配備することによって、情報の収集及び伝達に努める。

収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住居被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難の状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲等
- (6) 避難道路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

2 町における活動体制

火山災害時における職員の動員・活動体制については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、火山に対する特別警報（噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域））が発表された場合は、災害対策本部を設置する。

3 救助・救急、医療活動

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるとおり救助・救急、医療活動を実施する。

4 自衛隊災害派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

5 広域応援要請

災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県への応援を要請する。

第9節 原子力災害対策

全部署

第1 災害予防計画

町は、県からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

1 モニタリング等

町は、県と連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施し、結果を町ホームページ等で公表する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 町は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 町は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

町は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、町は、県及び原子力事業者と連携し、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

5 原子力防災に関する訓練の実施

町は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第2 災害応急対策計画

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、町はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

1 情報の収集及び連絡体制の整備

(1) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、町は、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置される原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、町及び県が行う応急対策について協議する。

(2) 町は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

(3) 県及び町は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

2 災害時のモニタリング

(1) 町は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、結果を町ホームページ等で公表する。

(2) 町は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

3 放射性物質濃度の測定

(1) 町は、必要に応じて水道水、降水物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、結果を町ホームページ等で公表する。

(2) 町は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

4 健康被害防止対策の実施

町は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保を行うとともに、住民に対し、健康相談窓口を設置する。

5 住民等への的確な情報伝達

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 町は、県と連携し、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や原子力事業者との情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

イ 町長は、報道機関を通じて原子力災害に関する広報活動を行う必要があると認めるときは、佐久地域振興局を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

6 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(1) 屋内退避及び避難誘導

ア 町は、町内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に対し次の方法等で情報を提供する。

- (ア) 防災行政無線等による広報活動
 - (イ) 町教育委員会等を通じた小中学校への連絡
 - (ウ) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
 - (エ) 警察署・駐在所等からの情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
 - (オ) 消防本部の広報車等による広報活動
 - (カ) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
 - (キ) インターネット、町ホームページを活用した情報提供
- イ 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置をとる。
- (ア) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
 - (イ) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
 - (ウ) 退避・避難のための立退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
 - (エ) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
 - (オ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和5年11月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値 ^(注1)	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^(注2) ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）。

地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^(注3)の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転^(注4)させるための基準	20μSv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
--	--	---

（注1）「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

（注2）実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

（注3）「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば、野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

（注4）「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

(2) 広域避難活動

ア 町は、町の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請するとともに県と連携し、避難先及び輸送ルートの調整を行う。

イ 町は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

ウ 他市町村から避難者受入れの要請を受けたときは、あらかじめ定めた避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

エ 町は、J R 東日本(株)、自衛隊等と連携し、避難者の輸送を行う。

オ 町及び県は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。

7 緊急輸送活動

(1) 町は、県と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。

(2) 町は、人員、車両等に不足が生じたときは、県を通じて、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

8 飲料水・飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

町又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護

するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

(2) 農林産物の採取及び出荷制限

町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

(3) 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル／キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム

（「原子力災害対策指針（令和5年11月1日）」より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

9 県外からの避難者の受入れ活動

(1) 避難者の受入れ

町は、県と協力し、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）に対する受入れ活動を次のとおり実施する。

ア 緊急的な一時受入れ

町は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し、町の保有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

イ 短期的な避難者の受入れ

町は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 県から被災自治体の避難者受入れ要請があったときは、まず緊急的な一時受入れと同様に、町の施設で対応する。

(イ) (ア)による受入れが困難な場合、町内のホテル・旅館等を町が借り上げて避難所とする。

ウ 中期的な避難者の受入れ

町は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。

- (ア) 避難者に対しては、町営住宅への受入れを行う。
- (イ) 民間賃貸住宅を町が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。
- (ウ) 長期的に町に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

(2) 避難者の生活支援及び情報提供

ア 町は、県及び避難元都道府県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

イ 町は、県と連携し、避難者に関する情報を活用し、避難者に対し避難元市町村からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第3 災害からの復旧・復興

町は、国、県、及び原子力事業者と相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講ずる。

1 放射性物質による汚染の除去等

町は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 その他災害後の対応

- (1) 町は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 町は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに町ホームページ等で公表する。
- (3) 町は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ、報道機関等の協力を得て、農林業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 町は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第4 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。